

## 第5回「第2期磯子区地域福祉保健計画」策定委員会 次第 (第2期スイッチON磯子策定委員会)

日時：平成22年10月8日(金) 18:30～20:30

会場：磯子区役所 701号会議室

### ● あいさつ

### ● 議 題

- 1 第2期計画策定の経過と今後のスケジュールについて

資料1

- 2 第2期磯子区地域福祉保健計画「案」の検討と確定

- (1) 第2期計画「案」について

資料2

- (2) 第2期計画「素案」から「案」にかけての主な変更点について

資料3

- 3 その他

### <資 料>

- ・ 第2期磯子区地域福祉保健計画策定委員会名簿
- ・ 第2期磯子区地域福祉保健計画策定委員会事務局名簿
- ・ 磯子区地域福祉保健計画策定委員会設置要綱

資料4

資料5

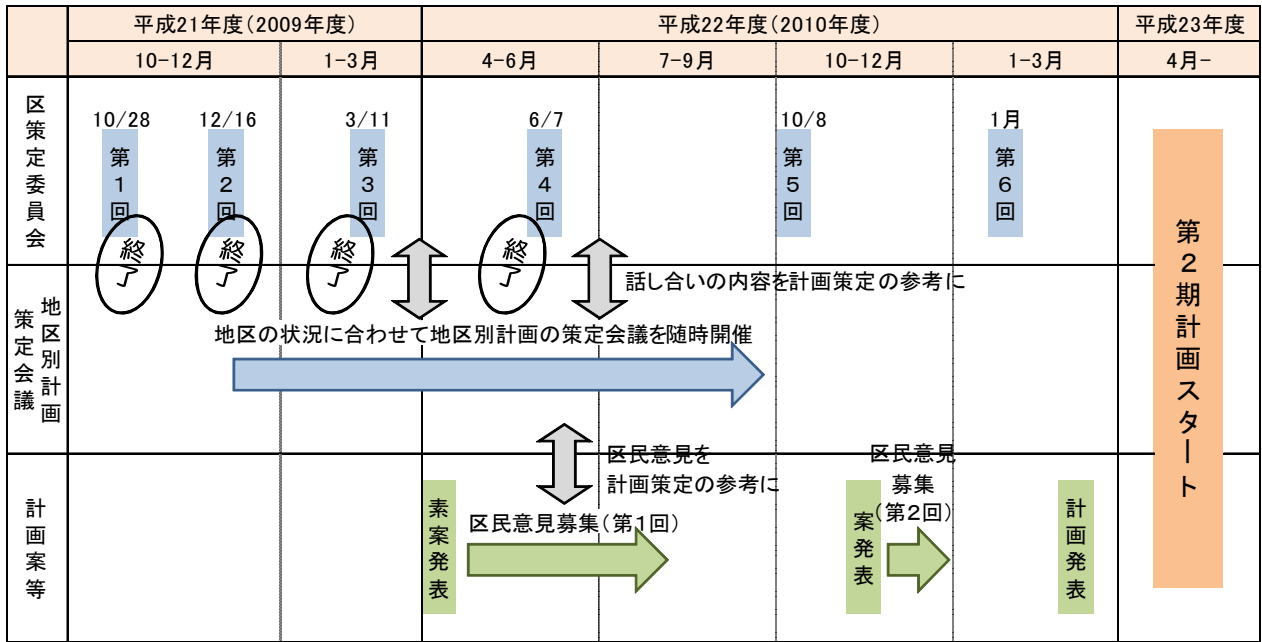
資料6

### <別添資料>

- ・ スイッチON磯子Ⅱ「計画案」



1 第 2 期計画策定の経過と今後のスケジュールについて



◆ これまでの計画策定の経過

日 程	内 容
平成 21 年 10 月 28 日 (水)	第 1 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 1 期計画の振り返り、第 2 期計画の方向性等について
平成 21 年 12 月 16 日 (水)	第 2 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 2 期計画策定に向けて検討する具体的事項について
平成 22 年 1 月 18 日 (月)	磯子区連合町内会長会 ・中間報告書を説明し、自治会町内会長へ配付
平成 22 年 1 月 20 日 (水)	磯子区保健活動推進員会正副会長会 ・中間報告書の説明・配付
平成 22 年 2 月 9 日 (火)	磯子区民生委員児童委員協議会定例会 磯子区体育指導委員協議会正副会長会 磯子区青少年指導員協議会常任委員会 ・中間報告の説明・配付
平成 22 年 2 月 25 日 (木)	地域支えあい事業関係者連絡会を開催 ・地域支えあい事業のあり方と第 2 期計画の関連等について
平成 22 年 3 月 11 日 (木)	第 3 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 2 期磯子区地域福祉保健計画「素案」の確定
平成 22 年 4 月 19 日 (月)	磯子区連合町内会長会にて「素案」を説明 磯子区選出議員(市会・県会)へ「素案」を説明

日 程	内 容
平成 22 年 4 月 20 日 (火)	第 2 期磯子区地域福祉保健計画「素案」を発表し、7 月末まで区民意見・提案を募集
平成 22 年 5 月 1 日 (土)	広報よこはま磯子区版 5 月号配布開始 ・「素案」の特集記事を掲載
平成 22 年 6 月 7 日 (月)	第 4 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 2 期計画における補助金制度について ・地区別計画案の作成について
平成 22 年 7 月 31 日 (土)	「素案」の意見募集終了 (35 件の回答)

◆ 今後の計画策定の進め方 (事務局案)

日 程	内 容
平成 22 年 10 月 8 日 (金)	第 5 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 2 期磯子区地域福祉保健計画「案」の確定
※平成 22 年 10 月 15 日 (金)	※「計画案」原稿を一部入稿
※平成 22 年 10 月 29 日 (金)	※「計画案」原稿を全部入稿 (提出期限)
平成 22 年 11 月 17 日 (水)	磯子区連合町内会長会にて「計画案」を説明
平成 22 年 11 月 18 日 (木)	第 2 期磯子区地域福祉保健計画「案」を発表し、発表後 1 か月間 (~12/17) 区民意見を募集
平成 23 年 1 月中旬	第 6 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 2 期磯子区地域福祉保健計画の確定 ・今後の地域支えあい事業について
※平成 23 年 2 月中旬	※「確定計画」原稿を入稿 (提出期限)
平成 23 年 3 月 17 日 (木)	磯子区連合町内会長会にて「確定計画」を説明
平成 23 年 3 月 18 日 (金)	第 2 期磯子区地域福祉保健計画を発表
平成 23 年 4 月 1 日～	第 2 期磯子区地域福祉保健計画の開始

## 2 第2期磯子区地域福祉保健計画「案」の検討と確定

### (1) 第2期計画「案」について

計画「素案」の発表以降、区民の方々からいただいたご意見等や、各地区での検討内容をもとに第2期計画「案」を作成しました。そこで、平成23年3月の計画確定に向けて、再度区民の方々のご意見等を募集します。

このうち、地区別計画については、この計画「案」で初めて区民の方々へご紹介することとなります。

#### ア 配布対象者

区民の皆様

#### イ 発表予定日

平成22年11月18日（木）

※11月17日（水）に磯子区連合町内会長会にて説明し、その翌日に記者発表を行う予定です。

#### ウ 意見等募集予定期間

平成22年11月18日（木）～12月17日（金）

#### エ 意見等の活用方法

いただいた意見等を参考にして、計画を最終的に調整していきます。

そして、調整した計画内容を平成23年1月に開催予定の第6回策定委員会で策定委員の皆さまへお諮りし、計画を最終的に確定させてまいります。

#### オ 周知方法（予定）

- ・連合町内会長会を通じて自治会町内会へ配付（11月）
- ・委嘱委員等へ配付（11月～12月）
- ・区内公共施設にて配布（11月～12月）
- ・磯子区ホームページへの掲載（11月～12月）
- ・記者発表（投げ込み）（11月）
- ・スイッチON磯子「まめ通信」11月号への掲載
- ・広報よこはま磯子区版12月号への掲載

## (2) 第2期計画「素案」から「案」にかけての主な変更点について

計画案ページ	素案から案への追加・変更内容	追加・変更の考え方
表紙	第2期計画のロゴへ変更	—
表紙裏	—	—
P.1	①項目4を追加 ②磯子区の概要を追加	①計画策定の必要性を確認していただきたいと考えたため ②地理的特徴等の紹介も必要と考えたため
P.2	①卵の絵を強調 ②区民意識調査結果(問:磯子区に住み続けたいか)を資料編へ移動 ③見開きにして右ページ(P.3)へ誘導	①自助・共助・公助の考え方は重要なので、説明を付けて強調すべきと考えたため ②自助・共助・公助の強調などポイントを絞るため、この調査結果は資料編へ移した ③2025年にはどういふ社会状況なのかを多くの方にイメージしていただきたいため
P.3	【新規作成ページ】 ①高齢化・少子化と、それに伴う地域の変化を示す ②計画策定時のトピックを追加	①冊子の導入部分で、できるだけ大きな図を使い、見て何かを感じられるようにして、多くの人に現在の置かれた状況を伝えていきたいと考えたため ②計画の後年度になっても、策定時の社会状況を捉えやすくするため
P.4-5	①素案の P.9-10 の構成を変更して、 ②冊子の導入部へ移動	①-1 まず、見開き左側に、この計画が目指すまちの姿を示すこととした ①-2 そして、その姿の実現に向けた取組を“共通テーマ”として見開き右側に示すこととした ①-3 支えあいの推進では、今後の高齢社会の中で一部の役職者だけに頼ることは難しくなっていくので、地域が一丸となって取り組むことが望ましいし必要なのでは、という投げかけを行うこととした ①-4 要援護者のサポートでは、“災害時”を“災害に備えた”へ変更し、“サポートの推進”を“サポート体制づくりの推進”へ変更して用語を整理した ②できるだけ多くの方に訴えるためには目指す姿を導入部分で示していく必要があると考えたため
P.6-7	【新規作成ページ】 共通テーマの具体例を示す	・具体例を紹介して地域の方々にイメージしていただきたい取組を示す ・磯子区内で実際に行っている取組を示している(ただし、固有の名称は入れない)

計画案 ページ	素案から案への追加・変更内容	追加・変更の考え方
P.8	素案の P.7 の文章を若干変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上段の囲みの文章に下線を引くなどして、福祉保健活動は小さな地域・身近な地域で行うことが望ましいことを強調した</li> <li>・下段の文章を変更して、具体例を参考にして福祉保健活動に取り組んでもらいたいという思いを文章化した</li> </ul>
P.9	<b>【新規作成ページ】</b> ①全体の進め方を表す図を追加 ②計画を進めるための主な補助金・助成金を示す ③地区別計画の推進組織を追加	①-1 中心となるのは9つの地区別計画推進組織であることを示した ①-2 区役所、区社協、地域ケアプラザは、各地区の取組を支援する役割と自らも取組を進める役割があることを示した ②区役所からの補助金と区社協からの活動資金で、この計画を進めていくことを示した ③各地区の地区別計画推進組織の名称を示していきたい
P.10-27	<b>【新規作成ページ】</b> ①1 地区あたり 2 ページで作成 ②見開き左側に基礎データ、地図、地域施設を掲載 ③見開き右側に各地区でご検討いただいた地区別計画を掲載	①第1期計画では1 地区あたり 1 ページだったが、地域情報を充実させるためページを増やした ②施設は当該地区連合内(太線内)に所在する施設に限ることとした ③文章だけでなく、活動の様子や地域の社会資源等の写真も入れていきたい
P.28	<b>【新規作成ページ】</b> ①地域ケアプラザは各地区の計画を支援していく役割であることを説明 ②地域ケアプラザを知らない方に向けて、地域ケアプラザの基本機能等を紹介	①地域ケアプラザは地域に出向いて地域づくりに関わっていききたい、という目標を掲げる ②地域ケアプラザには中心となる3つの機能と、4分野の専門家がいるということを多くの方に知っていただく
P.29	<b>【新規作成ページ】</b> 地域ケアプラザの場所、連絡先、アクセス方法等を紹介	地域ケアプラザの紹介に併せて、場所、連絡先等を調べる時にも使っていただきたいと考えたため
P.30-32	素案の P.11 を充実	各部署の取組のうち、地域との関係が強い取組を取り上げて、第2期計画の期間全体を通じて推進に努めていく旨を明記した
P.33-34	素案の P.4-5 を後半へ移動し、一部のデータについては数値を更新	素案の時点では、導入部に各種データを用いて取組の方向を示す、という流れで冊子を作成したが、計画が確定に近づいた段階ではひとつの資料として取り扱えばよいと考えたため
P.35	素案の P.3 を後半へ移動	素案の時点では、今後の策定の流れは重要だが、計画が確定に近づいた段階ではひとつの資料として取り扱えばよいと考えたため
P.36	素案の P.13 のとおり	—

計画案 ページ	素案から案への追加・変更内容	追加・変更の考え方
P.37	【新規作成ページ】 策定委員の紹介	—
裏表紙	【新規作成ページ】 梅さんのプロフィールを紹介	10月31日までの募集期間を終えたら定めていきたい
別添	ご意見カード	素案では冊子最終ページを切り抜き、のり付けして封筒を作るかたちにしたところ、作業に手間がかかるとの声があった。そこで、計画案では、ご意見カードを別に印刷して、冊子へ挟み込むかたちとしていきたい

## 『第2期磯子区地域福祉保健計画』策定委員会名簿

平成22年10月8日現在

	所 属	氏名 (敬称略)
各種団体代表 (氏名五十音順)	1 磯子区社会福祉協議会当事者団体部会 部会長	上杉 惇
	2 磯子区内障害者施設 代表 (※1)	小田嶋 悟
	3 磯子区民生委員児童委員協議会 副会長	小宮山 滋 (兼)
	4 磯子区体育指導委員連絡協議会 副会長	佐藤 孝明
	5 磯子区連合町内会長会 会長	○鈴木 伊三雄
	6 磯子区医師会 福祉医療事業部会長	瀧本 篤
	7 磯子区保健活動推進委員会 副会長	田辺 実 (兼)
	8 磯子区内ボランティア・市民活動関係団体 代表 (※2)	時任 和子
	9 磯子区青少年指導員協議会 副会長	福士 市子
	10 磯子区社会福祉協議会 副会長	◎吉田 修
地区代表	11 根岸地区 代表	須川 さよ子
	12 滝頭地区 代表	古知屋 多恵子
	13 岡村地区 代表	早乙女 幸男
	14 磯子地区 代表	平戸 栄次
	15 汐見台地区 代表	岡 道子
	16 屏風ヶ浦地区 代表	小宮山 滋 (兼)
	17 杉田地区 代表	櫻井 重人
	18 上笹下連合地区 代表	村岡 宗夫
	19 洋光台地区 代表	大平 清子
	20 上笹下地区 代表	田辺 実 (兼)
行政等	21 磯子区内地域ケアプラザ 代表 (※3)	水越 尚登
	22 磯子区地域振興課長	名木 斉 (※4)
	23 磯子福祉保健センター長	臼井 進 (※4)

(◎：委員長、○副委員長)

※1 いそご地域活動ホームいぶき施設長

※2 磯子区 NPO 連絡会事務局長、NPO 法人夢・コミュニティネットワーク代表

※3 滝頭地域ケアプラザ所長

※4 平成22年4月1日～



## 『第2期磯子区地域福祉保健計画』策定委員会 事務局名簿

平成22年10月8日現在

所 属		氏 名
1	磯子福祉保健センター 担当部長	斉藤 林福
2	福祉保健課長	戸塚 徳雄
3	運営企画係長	中村 仁
4	運営企画係職員	伊東 秀明
5	同上	近藤 玄樹
6	同上	後藤 與四也
7	同上	伊東 ゆかり
8	健康づくり係長	菅野 美穂
9	高齢・障害支援課長	嘉代 哲也
10	こども家庭支援課長	岡ノ谷 雅之
11	磯子区総務部地域振興課 地域力推進担当課長	平石 浩二
12	地域力推進担当係長	森田 純
13	地域力推進担当職員	田中 さゆり
14	磯子区総務部総務課 総務課長	金子 裕
15	磯子区社会福祉協議会 事務局長	内藤 博昭
16	事務局次長	西谷 大介
17	職員	並木 史江
18	職員	大久保 敦子

## 磯子区地域福祉保健計画策定委員会設置要綱

制定 平成 16 年 7 月 22 日 磯福第 179 号 (区長決裁)

改正 平成 21 年 8 月 19 日 磯福第 885 号 (区長決裁)

## (目的)

第 1 条 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 107 条の規定に基づき、磯子区の地域福祉保健の推進に関する事項を総合的に定める磯子区地域福祉保健計画 (以下「計画」という。) の策定を目的として、磯子区地域福祉保健計画策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

## (組織)

第 3 条 委員会は委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 計画に関係する各分野の関係機関・団体の実務代表者
- (2) 計画に関係する磯子区内各地区の実務代表者
- (3) 行政職員

3 委員会には必要に応じてアドバイザーを置くことができるものとする。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は委嘱された日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会には委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 副委員長は委員長の指名により定める。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員の選任後の初めの委員会は区長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

## (関係者からの意見聴取)

第 7 条 委員会は、必要のあるときに会議の議事に関係ある者の出席を求め、その意見又は説明

を聴くことができる。

2 委員会の委員は、必要に応じ、委員会以外の場において関係者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月25日横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(報告等)

第9条 委員会は、計画の策定状況及び策定内容について区長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、磯子区福祉保健課において処理する。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月19日から施行する。

(要綱等の廃止)

2 磯子区地域福祉保健計画推進委員会委員公募要領（平成16年7月22日磯福第179号）は廃止する。